

通所介護・介護予防通所介護相当サービス  
重要事項説明書

ライフケア長浜デイサービスセンター

# 通所介護・介護予防通所介護相当サービス

## 重要事項説明書

【令和7年1月1日現在】

### \* サービスについての相談窓口

電話 098-98-9090 (直通) (午前8:30～午後5:30)

担当 (管理者/相談員)

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者 (法人) の概要

事業者 (法人) の名称	医療法人ライフケア読谷
主たる事業所の所在地	〒904-0324 沖縄県中頭郡読谷村字長浜 1530 番地の 1
代表者 (職名・氏名)	理事長 鳥谷 裕
設 立 年 月 日	平成 12 年 11 月 28 日
電 話 番 号	098-982-9000

### 2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ライフケア長浜デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒904-0324 沖縄県中頭郡読谷村字長浜 1530 番地の 1	
電 話 番 号	098-982-9000	
指定年月日・事業所番号	平成 15 年 4 月 28 日指定	4712211053
実施単位・利用定員	1 単位	定員 35 人
通常の事業の実施地域	読谷村・恩納村・嘉手納町	

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	適切な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、居宅介護支援事業者、関係する市町村、地域包括支援センターや事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4 提供するサービスの内容

指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は、送迎、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時40分まで

#### 6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			
	兼務	常勤1		1名
管理者	兼務	常勤1		1名
生活相談員	専従	常勤1		2名以上
	兼務	常勤1		
看護職員	専従			1名以上
	兼務		非常勤1	
介護職員	専従	常勤2	非常勤5	5名以上
	兼務	常勤2		
機能訓練指導員	専従	常勤1	非常勤1	1名以上
	兼務		非常勤1	

#### 7 利用料

(1) あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は（重要事項別紙）のとおりであり、「利用者負担金\*1」を支払います。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

\*1 = 介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合

##### (2) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後差し上げます。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の21日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 別途契約の際に事務手続きがあります。（預金口座振替依頼書の記入）
（口座引き落とし手続き未だの場合） 銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の21日（祝休日の場合は翌営業日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 （希望時：ご連絡下さい）
（口座引き落とし手続き未だの場合） 現金払い	サービスを利用した月の翌月の21日（休業日の場合は翌営業日）までに、現金でお支払いください。

## 8 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員・地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	( )

## 10 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事前の事故の状況及び事故に関して採った処置について記録し再発防止に努める。
- (3) 利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努める。

## 11 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 098-982-9000 介護部門責任者：田中 孝之 (受付時間 月～金曜日 午前8：30～午後5：30) 面接場所 当事業所の相談室
---------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	読谷村役場 福祉課老人福祉係	電話番号 098-982-9211
	沖縄県介護保険広域連合	電話番号 098-921-7510
	沖縄県国民健康保険団体連合会	電話番号 098-860-9026
	沖縄県福祉保健部長寿社会対策室	電話番号 098-866-2214

## 12 非常災害対策

非常災害対策非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する為の計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

\*避難・救出その他必要な訓練を行う回数

- ①防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
  - ・利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ・非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時

②その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとるものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

### 13 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前の3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 14 ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から職場においておこなわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための措置を行うものとする

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

(2) 相談窓口の設置

(3) 被害防止のための研修等

### 15 身体拘束等の禁止

1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を全て満たす場合とする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

### 16 衛生管理等

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施する。

#### 17 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの  
とする。

#### 18 地域との連携等

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協  
力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

#### 19 その他運営に関する留意事項

1. 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。  
全ての従業者（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・法第8条第2項に規定する  
政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な  
研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めることとする。また、従業者の資質向上のため  
に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくな  
った後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越  
的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者  
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者からの要  
望、苦情等に対し、記録や報告書にまとめ責任者は敏速にこれらの問題解決に努める。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人ライフケア読谷と事業所の管理者  
との協議に基づいて定めるものとする。

#### 20 第三者評価の実施状況に関する事項

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	



# 重要事項説明書(別紙)

(令和6年9月1日現在)

## (1) 介護予防通所介護相当サービスの利用料

### 【基本部分】

利用者の要介護度	基本単位数	基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援 1 / (1月につき)	1,798単位	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援 2 / (1月につき)	3,621単位	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円
要支援 1 / (1回につき) (1月の中で全部で4回までのサービス)	436単位	4,360円	436円	872円	1,308円
要支援 2 / (1回につき) (1月の中で全部で5回~8回までのサービス)	447単位	4,470円	447円	894円	1,341円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額				
	基本単位数	基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
口腔機能向上加算Ⅰ / 月	150単位	1500円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算Ⅱ / 月	160単位	1600円	160円	320円	480円
科学的介護推進体制加算 / 月	40単位	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) / 月 (要支援 1)	24単位	240円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) / 月 (要支援 2)	48単位	480円	48円	96円	144円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※	所定単位数 (1ヶ月の合計に対して) 9.0%				

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 利用者の自己負担割合に応じた金額が、自己負担金になります。

(介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合)

## 2) その他費用

①食事代 690円/日

②経管栄養等...管理費 500円/日

③おむつ代

④散髪代 1000円

⑤複写物の交付

⑥経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

# 重要事項説明書(別紙)

(令和6年9月1日現在)

## (1) 通所介護サービスの利用料 (通常規模型通所介護費)

### 【基本利用料 7時間以上8時間未満】

利用者の 要介護度	基本単位数	基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護 1 (1回につき)	658単位	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護 2 (1回につき)	777単位	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護 3 (1回につき)	900単位	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護 4 (1回につき)	1,023単位	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護 5 (1回につき)	1,148単位	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額				
	基本単位数	基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算 (同一建物利用者の場合) / 日	△94単位	△940円	△94円	△188円	△282円
送迎減算 (送迎を行わない場合) / 片道	△47単位	△470円	△47円	△94円	△141円
入浴介助加算(Ⅰ) / 日	40単位	400円	40円	80円	120円
個別機能訓練加算(Ⅰ) ロ / 日	76単位	760円	76円	152円	228円
口腔機能向上加算Ⅰ / 月(3ヶ月以内 2回/月)	150単位	150円	150円	300円	450円
口腔機能向上加算Ⅱ / 月 3ヶ月以内 2回/月)	160単位	160円	160円	320円	480円
科学的介護推進体制加算 / 月	40単位	40円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) / 回※	6単位	60円	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※	所定単位数 (1ヶ月の合計に対して) 9.0%				

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 利用者の自己負担割合に応じた金額が、自己負担金になります。

(介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合)

(2) その他費用

①食事代 690 円/日

②経管栄養等・・・管理費 500 円/日

③おむつ代

④散髪代 1000 円

⑤複写物の交付

⑥経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合は、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。